

千葉地方裁判所委員会（第25回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成21年3月5日（木）午後1時15分から午後3時30分まで

2 場 所

千葉地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

（1号委員 9人）

青木佐登至（千葉テレビ放送株式会社），林陽一（千葉大学大学院），杉田百合美（浦安市婦人の会），熊野裕二（日本放送協会千葉放送局），高田廣（千葉銀行），門井拓充（千葉県総合企画部），小池よね子（千葉市市民局生活文化部），前田宏子（調停委員），小澤正秀（茂原商工会議所）

（2号委員 2人）

大原明保（弁護士），生稻めぐみ（弁護士）

（3号委員 1人）

森悦子（千葉地検総務部長）

（4号委員 2人）

安井久治（千葉地裁所長），古田浩（千葉地裁刑事部総括判事）

（オブザーバー 1人）

木下徹信（千葉簡裁裁判官）

【運営委員会構成員】

長谷川誠（千葉地裁民事部総括判事），柴野正博（千葉地裁民事首席書記官），赤坂清貴（千葉地裁刑事首席書記官），西澤光男（千葉地裁事務局長），高橋伸生（千葉地裁総務課長），鹿野直人（千葉地裁総務課課長補佐）

【庶務担当者】

中越一英（千葉地裁総務課専門官）

4 議 事

(1) 委員長の選任【発言要旨は別紙1のとおり】

(2) 報告事項

第24回議事概要は，その内容について各委員の了承を得た上，下級裁ホームページに掲載するとともに，千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社（千葉日報，共同通信，毎日，時事通信，産経，NHK，東京，読売，朝日，日本テレビ，TBS，テレビ朝日，フジテレビ，千葉テレビ）に交付する方法により公開された。

(3) 意見交換【発言要旨は別紙2のとおり】

テーマ1「裁判員制度の実施直前について」

テーマ2「少額訴訟を中心とした簡易裁判所の実情について」

(4) 千葉地方裁判所委員会（第26回）の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第26回の当委員会における意見交換テーマを「裁判員制度開始後の実情」、「被害者参加制度の実情」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第26回の当委員会の開催日を平成21年9月17日（木）午後1時15分から午後3時30分までとする。

5 配布資料

(1) 進行次第

(2) 席図

(3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿（平成21年1月26日現在）

(4) 参考資料

ア 裁判員候補者専用コールセンターの運用結果の概要等

イ 回答票（マークシート）等

ウ 模擬裁判資料

- ・ 10月実施分（起訴状，論告（検察官のまとめの意見），弁護人の弁論）
- ・ 2月実施分（起訴状，論告要旨，弁論メモ）

エ 少額訴訟手続について等

オ 「ご存じですか？簡易裁判所の少額訴訟」

以 上

(別紙1)

委員長の選任等

(:委員長, :委員長代理, :委員)

今回の委員長の選任に関して、大原委員から、「地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるという、地裁委員会の使命を果たすためには、市民委員の方が委員長になるべきではないか」という趣旨の御意見をいただいているが、他の委員の意見はいかがか。

今まで5年程度地裁委員をしているが、委員長が地裁所長で特に違和感がない。今までどおり、地裁所長が委員長になるのが順当だと思う。

地裁委員会の意見を裁判所に反映させるという委員会の趣旨からすると、その趣旨を叶えるためには、地裁所長が委員長になることが良いと思う。

私も今2人の委員が述べたとおり、委員会設置目的からしても、地裁所長が委員長となり、委員会での議論の結果を裁判所の運営に反映させるのが一番良いと思う。他の委員の中で、地裁所長を委員長とすることに異存のある方はいるか。

(大原委員以外はなし)

それでは地裁所長が委員長となることの見解が多数ということによろしいか。

(異議なしの声あり)

それでは、当委員会の委員の互選により、安井委員(地裁所長)が委員長として選任されたこととさせていただきます。

(別紙2)

(4) 意見交換

(:委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーバー)

テーマ1「裁判員制度の実施直前について」

まず、昨年暮れに、今年1年間の裁判員候補者名簿を作成し、名簿に登載された方には、その旨の通知等を送付したが、その際の候補者等からの様子について担当者から説明する。

千葉地裁では、2万2560人の裁判員候補者名簿を作成し、昨年11月28日、最高裁から各候補者に、候補者名簿に登載されたという通知をしたが、その際、調査票を送り、辞退したいという方などから回答を受けたので、その調査票の結果を紹介する。

今年1月末までに、名簿登載者のうち、9177人から回答票の返送があり、このうち、死亡が確認された11人、就職禁止事由に該当した128人については、すでに名簿から削除した。

定型的辞退事由に該当するとして辞退を申し立てた方は4473人いるが、この方々については、個々の事件で呼出状を出す前に裁判体が辞退を承認するかどうかを判断し、辞退事由に該当するという事になれば、呼出状は出さないことになる。

この4473人の内訳は、70歳以上という方が2882人、学生という方が206人、検察審査員を5年以内に務めたという方が1人、重い疾病等により出頭することが困難という方が1384人となっており、70歳以上の方など、定型的な辞退事由に該当することが客観的に明らかな方については、辞退が承認されることになる。

このほか、調査票では、仕事上の都合や介護などを理由に、裁判員になることが難しい月(参加困難月)があるかどうかを調査したが、4612人から回答があり、申立てが多かった月は、12月、8月、7月という順番になっている。

続いて、候補者名簿に記載されたという通知が発送された際、中央で裁判員候補者専用のコールセンターを設け、翌29日から今年1月31日まで約2か月間、候補者からの照会に対応したので、その概略を説明する。

照会電話本数は約3万4000本あったが、その内訳は、相談・問い合わせが約3万3210本、苦情が約590本、その他が約140本であった。

電話照会は、12月1日から3日までの3日間がピークで、2日には4731本の照会があったが、その後は減少傾向となり、調査票の返送期限である12月15日を過ぎてからは、さらに減少傾向が強まり、1月中旬ころからは1日に50本前後にとどまっていた。千葉県の候補者からの照会は2257本であった。

電話の内容は、辞退事由に関する相談・問い合わせが約半数で、次いで、調査票の記入方法に関する相談など、調査票に関する一般的な相談がこれに続いている。

千葉地裁にも、昨年12月から今年1月末までに342本の電話照会があったが、その内訳は全国的な傾向と同様であり、相談・問い合わせが245本、苦情が26本、死亡の連絡23本を含めてその他が71本であった。苦情の比率が全国の比率よりも高いが、それはコールセンターにかけたけれどもつながらないという苦情があったためであり、実質的には大差がなかった。

千葉地裁においても、12月1日から3日までの3日間がピークで、2日には、76本の照会があったが、その後は減少傾向となり、1月中は18本、2月は8本にとどまっている。

次に、一時保育、介護を含めた環境整備についてであるが、昨年6月から7月にかけて、裁判所職員が県内全市町村を訪問し、保育・介護等に関して、自治体と裁判所間の協力態勢の構築をお願いした。特に、保育の関係では、裁判員裁判を行う千葉市に対し、市内の保育所を他の市町村の保護者も利用できるようにしてほしい（広域入所）旨、保育時間を延長してほしい旨、保育所が児童を預かる際の事前面接手続を簡素化してほしい旨依頼し、その結果、千葉市では、広域入所と一時保育時間の延長（午後6時まで）の実施について了承が得られた。

一方、要介護者を抱えている裁判員候補者から裁判所に問い合わせがあったときは、保育と同様、市区町村の介護サービスの担当部署を紹介することになっているが、すでに千葉県の障害福祉課及び高齢者福祉課から、上記担当部署一覧表の送付を受けている。

2万2560人というのは、どのような方法で抽出されたのか。

各市町村の選挙管理委員会に均等の割合で人数を割り振り、同委員会で無作為に抽出されたものである。

調査票の回答状況につき、今後、総括する予定はあるのか。

今後、広報的な観点から、最高裁がその状況を公表するのではないか。

名簿に記載されたという通知が来たことを上司等に言ってはいけないのか。

公に言いふらしてはいけないが、休暇の調整等をする必要があるだろうから、そのために関係者等に伝えることは問題ない。

今回、9177人から回答票の返送があったようだが、それは織り込み済みの数字なのか。

今の数値には、定型的辞退事由により辞退を申し立てた4473人のほか、参加困難月のみを申し出た方もいる。一定程度の方から辞退の申し立てがあるとは思っていたので、そのような意味では、織り込み済みと言ってよい。

浦安市内で名簿に載った方は何人いるのか。

559人である。

利用する保育施設は、基本的には千葉市を想定しているのか。

そのとおりである。裁判所との連携も依頼している。地元施設に預けたいということであれば、そちらを利用していただくことになるが、多くの方は、裁判所の近くまで児童を連れてきて、千葉市の施設に預け、裁判終了後に児童を引き取って帰ることを希望されると思っている。地元施設に預けたいという方のため、裁判所では、県内の各市町村を訪問した際、協力依頼をしている。

地元市民の間では裁判員制度にあまり関心がなさそうである。地元広報誌に制度に関する記事を出してもらったらどうか。市民から遠ざかっている気がする。

憲法週間や法の日週間の広報行事では裁判員制度を取り上げて制度周知を図り、県内全域でも数多くの出張講義を行い、依頼に応じてパンフレット等も配付してきた。また、この委員会でご提案いただき、県内の地元広報誌にも制度に関する記事が掲載されている。多い自治体では5回以上掲載してもらったところもある。地元広報誌の活用は今後も行っていきたい。

制度広報は行っているが、先ほど述べたとおり、調査票の総括結果が出ていない。みんなのような結果だったのか、心配している。アンケートに答えるのは裁判所の義務ではないか。マスコミすらその結果がわかっていない。

これだけ多くの方々に関わっていただく制度である。名簿記載通知を発送した際にも多くのマスコミが取り上げ、通知数も公表している。その結果に関心があるのはもっともであり、この委員会が出た意見を上級庁に伝えるとともに、当庁としても公表に向けた準備を進めていきたい。

調査票を発送した際、今後のスケジュールもつけるべきではないか。

その時点では、まだ具体的に裁判所に来ていただく日が決まっていない。通知を受け取った方には心の準備をしていただくという趣旨である。

辞退の申立てをした人でも、今後、呼び出される可能性はあるのか。

ある。

辞退が認められた人に対し、その翌年に名簿記載通知が届くことはあるのか。

届くことはあるが、実際に裁判所に来てもらって辞退が認められた方は辞退が認められる。

重い疾病等により出頭することが困難だという理由で辞退の申立てをした方のうち、何人が認められたのか。

実際に認めるかどうかは、具体的事件ごとに裁判体が判断することになる。

疾病や傷害の内容には大きな差があると思うが、出頭が困難かどうかというのを裁判体が判断するのか。

そのとおりである。

続いて、前回の委員会後、10月と2月に傷害致死事件の模擬裁判を実施したので、その2回の模擬裁判の状況をご説明いただく。

昨年10月に行った模擬裁判は、被告人里見達彦に対する傷害致死の事件であり、腹腔内（お腹の中の臓器のある場所）の出血に基づく出血性ショックによって被害者が死亡したという事案において、被告人が犯人か、そうでないか、という点を中心的な争点として争われた模擬裁判であった。

この事案では、被告人が犯人であることを直接証明する証拠がなかったことから、検察官は、被告人と犯人とが同じ人物であるということを知ることができることを考える事実（間接事実）を複数積み上げて被告人が犯人であることを立証しようとし、その立証のあり方と間接事実から被告人が犯人であると認めることができるかを裁判員を交えて判断する場合の評議のあり方が検討課題とされた。

また、模擬裁判の1日目を金曜日、2日目と3日目を翌週の月曜日と火曜日に設

定して、期日間に土日を挟むことによって裁判員の方がどのような影響を受けるのかといった点についても検討課題とされたが、この点に関しては、裁判所を離れたら裁判のことはほとんど考えなかったという方や、自分なりに色々考えたりしたという方がいたが、特に休日を挟んだことが心理的負担になったり支障を生じたということはなかったようであった。

なお、本件については、被害者が店を出てから被告人が店を出るまでの間の空白の時間帯があり、その間に被告人以外の者が暴行を加えた可能性を否定しきれないということなどが指摘され、評議の結果無罪との評決がなされた。

次に、今年の2月に行われた被告人島拓郎にかかる傷害致死事件についてであるが、この事件は、被告人が、飲食店店内において、職場の上司に当たる被害者に対し、その顔面を殴り、それによって椅子から転落した被害者が頭部を床に打ち付けて死亡したという事件であった。

この模擬裁判では、裁判員が関与することが多いと見込まれる、基本的な事実関係には争いがなく量刑が中心的な争点となる事件について、いかに分かりやすく、法廷で見て聴いて分かる裁判を行うことができるかということを検討するという意図の基に行ったものである。また、裁判員に差し支えが生じたような場合でも裁判を中断することなく進行できるようにするために設けられている補充裁判員参加手続も初めて試みられた。

検察官に対し、死因に関する専門用語（クモ膜下出血）について、その分かりやすい説明を起訴状朗読に際して簡潔に行うよう求めたり、死亡事実を立証する証拠中にも、文献等を引用するなどして、分かりやすく立証してもらうことを求めたり、検察官、弁護士双方に対し、証人尋問や被告人質問に際し尋問事項書を提出してもらい、尋問の流れを理解しやすくなるようにするなどの配慮も行われた。

この事件は、検察官の懲役6年の求刑に対し、懲役3年の実刑判決が言い渡された。

2月の模擬裁判の弁護士役を務めた。本件は被害者遺族が被告人の処罰を求めないと言っている、弁護士には優位な事案であったが、執行猶予が付かず、弁護士としては力不足であった。被害者が亡くなっている事案なので難しかった。

裁判員には、裁判所に来ていただく前に、ある程度理解していただくこともあるのかと思った。

今回、皆さんに配付してある論告要旨は検察官が読み上げたものであり、実際には裁判員にはパワーポイントを印刷したものが配付された。

裁判員からは、検察官と弁護士の提出資料に関して、パワーポイントの方が分かりやすかったと言われた。どの程度の資料を裁判員に配付すべきかあまり考えずに担当したが、実際にはそれが大きな差だったようなので、今後はその点も十分考えたい。

傷害致死罪の下限は懲役3年だが、情状酌量により、半分まで下げられる。その点が評議の中で強調されていなかった。量刑評議の中で、執行猶予を主張していた人が実刑という主張に変えたとき、その量刑は3年であったが、1年半でも良いと思った。誰が説明するのはわからないが、選択しうる量刑の範囲として、執行猶

予の説明だけでなく、情状酌量の説明をすることも大事だと思った。

また、評議を見ていて、実刑だと刑務所の中で何をするのか、執行猶予だとどのようになるのか等の説明はなされていたが、保護観察の説明もあればよいと思った。また、それらの説明は全て口頭だったので、何か書面があればよいと思ったが、評議の中で示すものは法曹三者の合意がないといけないのかとも思った。

模擬裁判の裁判員役の方々は頭の良い方々であり、犯罪者はどこかに放り込んでおけばよいという人はいないが、本番でそのような考えの人がいたらどうするのかと思った。

裁判官が、評議の中で、執行猶予ではなく実刑の方が、出所したときに人として立ち直れると言って評議の雰囲気が変わった。

どのような量刑がよいかは、同じような事件で、被害者が被告人の立場になったときでも納得できるようなものなら正義だが、そのようなものは難しい。

いろいろな物の見方をしてもらうことが大事である。

行刑の実情の説明は必要だと思う。裁判官も勉強しているが、ビジュアル的なものの発想はなかった。今後のご指摘の点を踏まえた資料を用意することも考えたい。刑の幅の説明につき、量刑の評議に入る際に法定刑の説明はしているものの、より分かりやすい説明をするための工夫が必要である。

裁判官の発言が誘導と捉えられてはいけないので、もっと言葉の重みを考えるべきである。

自分も模擬裁判の裁判員を経験したが、判決を出すにあたって心の中が揺れる。日本人は真面目なので、裁判官なら揺れないであろうが、揺れたときにどれが基本か迷う。

裁判官も揺れる。それをぶつけ合うのであり、今後は裁判員の一般的な感覚を加味して決めていくことになるだろう。揺れていく中で、その意見がどのような背景に基づくかを突き詰めて評議を深めることによって収まりの良い結論に至ることが期待される。裁判官も直前まで迷って判決宣告のときに変えることがある。被告人が立ち直るためにどうすべきか、悩みながら結論を出している。唯一絶対的な結論があるわけではない。

裁判員裁判における分かりやすさという観点から、何かご意見はあるか。

極端な事案が出たときが問題である。今まで、死刑や無期になるような事案の模擬裁判はしてきたのか。

していない。

懲役刑を2年にするか、3年にするかでもかなりの負担なので、死刑や無期の事案は裁判員を呼ばずに専門家だけでやってほしい。法曹三者はその点をどのように考えているのか。

模擬裁判だと、あくまで模擬ということなので、死刑や無期の量刑判断について現実感をもって判断していただくことは難しいと考えて行ってこなかったが、現実の裁判員裁判対象事件から外すという流れにはなっていない。

実際にそのような事案が起きて、裁判になるまでに何か月かかかるが、裁判員には事前にマスコミ情報が入る。それは考慮しないようにと伝えても無理がある。そ

れで裁判員になり、検察官や弁護人の意見を聞き、それぞれの意見に納得する。責任を負いたくないので、従前の例に倣おうということにもなりかねない。3日程度の議論なら、裁判官の言った意見がそのまま通るのではないか。今までは良識のある人を裁判員に選んでいたようだ。

最近の模擬裁判の裁判員役は、広報イベントでアンケートをいただいた方などの中から幅広く選んでいる。

そもそもどうして裁判員が量刑まで決めるのか。どうしても揺れてしまう。過去にさかのぼらないとわからない。そうすると、このような場合はどうかと裁判官に聞いてしまう。その答えを聞いて、ではそれでということになってしまう。

過去の例については、詳細な事件内容の比較を中心にした評議になっていけないので、幅のあるものを示す予定であり、裁判員の自由な発想を妨げないようにするつもりである。考える素材をお示しするというスタンスである。

今までは一番似たような事例を探して、それと対比するということをしていたが、今後は示す事例に幅を持たせる予定である。

先日、アパートで遺体を切断したような事案が報道されていたが、自分は素人なので、そのような事案は感情的には死刑だと思う。しかし、専門家だと、被害者が1名だとか、事件の背景等と言う。そのときに自分は素人としての意見を言えばいいのか。素人が感情論を出したら、それも反映されるのか。自分なら、あんな殺し方をしたら人間ではないと思ってしまう。そういうことを言ってほしいのか。

事実を前提とした、その人なりの感覚を述べてもらうことになる。1人を殺したからどうだということではなく、その殺し方等を考慮すべきという意見は自由に言っていたらよい。

老人が高齢者の面倒を見ていて、もう生きることができないといって殺したときも、一般人としての感覚を求めるということでよいか。

そのとおりである。

それなら1つの前進である。

弁護士会としては、いろいろな危惧をしているところであり、問題点が改善されるまでは制度を実現するのを延期しようと言っている。日弁連としては、運用について確認を取らないといけないと言っている。

裁判員制度は関心があるところかもしれないが、この委員会でどうこうできるものではないので、テーマとしてはふさわしくない。今後の委員会の運営とも関連するが、裁判員制度に関する議論にはお付き合いしたつもりなので、今回を最後にしていただき、また制度の検証等をテーマとすることは勘弁していただきたい。

今は裁判員制度の導入時期であり、刑事裁判の在り方を変える大きな変革時期である。制度導入に向けて裁判所が抱えている重要課題を、この委員会で取り上げるのは当然であり、これからも取り上げていただきたい。

しかし、それは地裁レベルで変えられる問題ではないと思う。

制度だけを議論するわけではない。裁判所が抱える重要課題の1つであることは間違いないので、それを議論しないのはいかがなものか。

その点については、専門家の人たちが結論を持ってきて、国民に示したらよい。

専門家同士の議論は別のところでやってほしい。

テーマ2「少額訴訟を中心とした簡易裁判所の実情について」

少額訴訟は、60万円以下の金銭を巡る紛争について、迅速に解決することを目的とした特別の手続であり、一般市民には、「早くて」「費用が安く」「自分で手続ができる」「簡単な」手続である、というイメージをもたれている。

少額訴訟による審理及び裁判を求める場合、訴え提起の際に、その旨の申述をする。なお、少額訴訟の申述は、同一の簡易裁判所において同一の年に10回を超えて求めることはできない。

被告（相手方）が、通常手続移行の申出をしたり、裁判所が事案の内容を検討した結果、通常の裁判手続で審理することが相当であると判断した場合には、通常の裁判手続に移ることになる。

通常の裁判との違いは、60万円以下の金銭の請求に限られることであり、土地・建物の明渡しや土地の境界確定を求める訴えなどは少額訴訟の対象外となる。また、通常の裁判手続では法廷を開く回数に制限はないが、少額訴訟手続では、原則として、最初の期日において審理（証拠調べ等）を完了し、直ちに判決を言渡すことになっている。

証拠は、裁判の当日に調べることができるものに限っている。それは、1回の期日で争いに対する結論を出すことを目指す手続だからであり、当事者は事前に証拠（証人、契約書等の書類）の準備をしておく必要がある。したがって、専門家による鑑定など、その日に実施して結論が出せない証拠調べをすることはできない。

裁判所は、諸般の事情を考慮して、判決の言渡しの日から3年を超えない範囲内において、分割払いや支払猶予の判決をすることができる。

判決に対する不服申立の手続は、「異議申立」に限られ、当事者から異議申立があると、その判決をした裁判所が改めて通常の裁判手続で審理及び裁判をすることになる。当事者は、異議申立後の判決の内容に不満があっても、原則として、地方裁判所など上級裁判所に対して不服申立（控訴）をすることはできず、異議申立後の判決をもって裁判所の最終的な判断となる。

平均審理期間はいつから起算しているか。

訴え提起からである。

1期日あたり何分程度の時間を取っているのか。

通常であれば1時間程度取り、その直後に判決を言い渡すこともあり、また、証拠等を確認するため、1時間程度後に言い渡すこともある。事実認定が難しいような場合は、1週間後に言い渡すこともある。

利用者はどのような方々か。

代理人として弁護士や司法書士が付いている割合は2割程度なので、残りは本人訴訟である。そのような場合、裁判所としては後見的な立場で手続がスムーズに進むようにしている。業者というより、一般の方々の利用が多い。

相談窓口で、少額訴訟の良い面ばかり強調されると、馴染まない事案も持ち込ま

れるので困ることがある。

判決は原告勝訴が多いのか。

そのとおりである。

少額訴訟にかかる費用は何か。

訴え手数料としての印紙がある。

自分は少額訴訟の詳細を知らなかった。一般の人たちはこのような手続があることをどのようにして知ることか。

手続案内の際に伝えている

少額訴訟制度が出来た当初はテレビ等でも取り上げられた。法テラス等でも紹介している。

以上